

平成29年3月23日
資 料 提 供

総 務 課 行政情報サービスセンター 担当者： 渡辺 電話 内線 3384 直通 225-1236

石川県情報公開審査会からの答申について

石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）に基づき公開請求のあった公文書の一部公開決定に対する異議申立てに係る諮問について、本日、石川県情報公開審査会会長（鴨野幸雄金沢大学名誉教授）から、石川県知事に下記の答申がなされました。

答申の内容は、平成28年12月22日に開催した第279回石川県情報公開審査会（条例第26条の規定により非公開）において決定されたもので、答申書の写し及び答申の概要は別紙のとおりです。

記

答申第196号（諮問案件第249号）

「核燃料税更新協議文書」に係る公文書一部公開決定に対する異議申立てについての諮問

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第196号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第249号）
直近の核燃料税の更新にあたり、北陸電力と協議した際の会議録及び協議の場で示した書類
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
 - (1) 決定内容 一部公開決定
 - (2) 非公開部分及び理由
 - ア 公開しない部分 原子力発電所の設置に伴う法定税の増収に関する調
 - イ 公開しない理由 条例第7条第3号（事業活動情報）に該当
法人の内部管理の情報が明らかとなり、当該法人の競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがある。
- 3 担当課（所） 総務部税務課
- 4 異議申立て等の経緯
 - (1) H28. 2. 8 公開請求
 - (2) H28. 2. 22 一部公開決定
 - (3) H28. 3. 5 異議申立て
 - (4) H28. 3. 14 公開決定
 - (5) H28. 3. 30 諮問
 - (6) H29. 3. 23 答申
- 5 諮問に係る審査会の判断結果
 - (1) 本件公文書の特定について
実施機関は、本件公開請求に対して一部公開決定を行ったが、異議申立人が、本件処分において公文書の特定が不十分であるとして異議申立てを行ったところ、実施機関は、更に対象とすべき文書が存在するとして、新たに公文書を特定し平成28年3月14日に公開決定を行った。
また、異議申立人は、本件処分において非公開とされた部分については、異議申立てをしていない。
その後、異議申立人は、平成28年6月13日に、実施機関の理由説明書に対する意見書を提出するとともに、なお公文書の特定が不十分であると主張した。
このようなことから、当審査会では、公文書の特定の妥当性について審議した。
 - (2) 本件公文書の特定の妥当性について
異議申立人は、特定納税義務者の負担が大きい法定外税の検討にあたって、協議の場を設けず、文書のやり取りしかしなかったとすることは、不自然であると主張しているところ、実施機関は、面談による協議を行っていないが、核燃料税の更新に向けての意見調整を進めたい旨を文書により申し入れ、このことに対して、電話で問合せがあったとき、特に重要で文書として残しておくべきであると判断した事項について、照会文書の提出を依頼し、その回答と併せて保管していると述べている。
また、実施機関は、法定外税の新設又は変更する場合は、地方税法の規定により、道府県議会において特定納税義務者の意見を聴くものとされているが、それ以外に法律で定められた手続きは規定されていないと述べている。
このようなことから、面談による協議は開催しておらず、会議録等は存在しないので、保管している文書記録を公文書として特定したとする実施機関の説明は、不自然、不合理とは言えない。
また、実施機関は、公文書の特定にあたり、関連する簿冊を検索するとともに、メモ書き等について当時の担当者に照会し、電磁的記録についても、ファイルサーバやメールソフトの受信箱を確認したと述べており、この探索の範囲は不十分とは言えない。
以上のことから、実施機関が本件公開請求に対して本件公文書を特定したことは、妥当である。
- 6 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)

答申第196号

答 申 書

平成29年3月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき一部公開とした決定において、別紙1及び別紙2に掲げる公文書を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成28年2月8日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

直近の核燃料税の更新にあたり、北陸電力と協議した際の会議録及び協議の場で示した書類

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成28年2月22日に、別紙1に掲げる公文書を特定して一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり公開しない部分及び公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

（公開しない部分）

原子力発電所の設置に伴う法定税の増収に関する調

（公開しない理由）

条例第7条第3号（事業活動情報）に該当

法人の内部管理の情報が明らかとなり、当該法人の競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがある。

3 異議申立て

異議申立人は、平成28年3月5日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成28年3月30日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、請求内容に対応する文書を更に特定して公開を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

（1）異議申立書

ア 公開された公文書には、北陸電力から照会のあった内容に対する石川県の回答はあるもの、北陸電力からの照会の内容に係る文書は省かれている。

異議申立人は、「石川県と電力事業者のやり取り」の記録を公開請求したものであり、北陸電力からの照会内容についても公開すべきである。

イ 核燃料税とは、地方自治体が独自に創設した法定外税であり、国は法定外税の創設にあたっては「総務大臣の同意」が必要と定め、また、総務省は「法定外税の検討に際しての留意事項」として、「特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要」などとしている。

そのため、同様の税を導入している他県では、更新する際、複数回にわたる協議等を通じ電力事業者の意見を聴取することが通例になっており、後々のトラブルを防ぐため、納税者の理解を得たことを会議録にまとめ、客観的な記録として残すのが一般的である。

しかし、公開された公文書には、会議録が含まれていないが、平成24年5月31日の県議会総務企画委員会の議事録によると、総務部長が「私どもまず核燃料税の意義についてこれまでの協議の中で電力会社側に十分説明をさせていただいておる」と答弁しており、北陸電力と面談が行われたことは明白である。

それにもかかわらず、北陸電力の意見など政策決定の判断材料となる会議録が残っていないのは、あまりに不自然というほかない。

仮に、会議録が存在しないのであれば、担当職員のメモ書きや電磁的記録（電子メール）など、協議内容の手がかりとなるあらゆる記録を公開すべきである。

(2) 意見書

異議申立人は、核燃料税を導入している全国12道県に情報公開請求を行ったが、それによると、直近の更新にあたり、電力事業者と協議した際の会議録を作成していなかったのは、石川、福井、青森の3県で、福井と青森は「電力事業者と協議したが、会議録を作らなかった」という趣旨の説明をしており、協議の場を設けず、文書でのやり取りしかなかったと主張するのは石川県だけである。

核燃料税は、特定の事業者を「狙い撃ち」した税であり、事業者側の負担が極めて大きく、核燃料税を導入している道県は電力事業者と協議して理解を得る努力をしている。石川県だけが文書のやり取りで済ませているという説明は、到底理解できない。

石川県は、水面下で北陸電力との協議を重ね、事実上の合意にこぎ着けたうえで、表面上の体裁を整えるためだけに文書を交わしたのではないか。

申立人が、総務省に開示請求して得た行政文書には、石川県が更新にあたり、平成24年7月4日に総務省と事前協議した際の打ち合わせの概要が記載されている。これによれば、当時の総務部長は「2月の県の定例議会から県議に対して、更新のための布石を打っていたこともあり、県議会では…目立った抵抗はなかった」と発言したとのことであり、石川県が更新に向け、かなり早い時期から周到な準備を進めていたことがよくわかる。

石川県が、2月の時点で県議への根回しに着手していたにもかかわらず、4月以降に数回、北陸電力との間で文書を交わしただけということは考えにくい。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び当審査会における説明で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

異議申立人から、会議録という具体的な件名を示した公開請求があったが、会議録が不存在であったため、文書記録を公文書として特定した。

また、担当者のメモ書き、電磁的記録等についても、関連する簿冊及びファイルサーバの確認を行ったが、請求内容に対応する公文書は不存在であった。

2 説明

(1) 実施機関は、平成24年4月3日付けで、北陸電力に対して、核燃料税条例の更新に係る申入れの文書を送付したが、その後、電話で問合せ等があり、その中で、実質的な内容があつて、重要と判断した事項については、文書によって照会するよう要請し、その照会文書とそれに対する回答文書を保管している。

本件公開請求は、北陸電力との協議の場における資料及び会議録を請求するものであるが、面談による協議を行っていないので、関連する簿冊を探索し、保管している記録文書を特定して公開した。

また、北陸電力からの照会文書については、本件処分の後、追加して公開した。

(2) 担当者のメモ書きや電磁的記録については、当時の担当者に照会するとともに、課内のファイルサーバや税務課のメールソフトの受信箱を探索したが、存在しなかった。

なお、電話での問合せ等のうち、事業の内容や字句の説明等の軽微な事項については、特にメモ書き等は保管していない。

- (3) 核燃料税のような法定外税を新設又は変更する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、道府県議会において特定納税義務者の意見を聴くものとされているが、それ以外の手続きは規定されていない。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

実施機関が、平成24年の核燃料税条例の更新にあたり、北陸電力と協議した際の会議録及び協議の場を示した書類である。

3 本件公開請求に対する公文書の特定について

(1) 本件公文書の特定について

実施機関は、本件公開請求に対して、別紙1に掲げる公文書を特定し、一部公開決定したが、これに対し、異議申立人が本件処分において、公文書の特定が不十分であるとして異議申立てを行ったところ、実施機関は、更に対象とすべき文書が存在するとして、別紙2に掲げる公文書を特定して平成28年3月14日に公開決定を行った。

また、異議申立人は、本件処分において、原子力発電所の設置に伴う法定税の増収に関する調のうち、各税目の増収となる調定額が非公開とされたことについては、異議申立てをしていない。

その後、異議申立人は、平成28年6月13日に、実施機関の理由説明書に対する意見書を提出するとともに、なお公文書の特定が不十分であると主張した。

このようなことから、当審査会では、公文書の特定の妥当性について審議した。

(2) 本件公文書の特定の妥当性について

異議申立人は、特定納税義務者の負担が大きい法定外税の検討にあたって、協議の場を設けず、文書のやり取りしかしなかったとすることは、不自然であると主張しているところ、実施機関は、面談による協議を行っていないが、核燃料税の更新に向けての意見調整を進めたい旨を文書により申し入れ、このことに対して、電話で問合せがあったとき、特に重要で文書として残しておくべきであると判断した事項について、照会文書の提出を依頼し、その回答と併せて保管していると述べている。

また、実施機関は、法定外税の新設又は変更する場合は、地方税法の規定により、道府県議会において特定納税義務者の意見を聴くものとされているが、それ以外に法律で定められた手続きは規定されていないと述べている。

このようなことから、面談による協議は開催しておらず、会議録等は存在しないので、保管している文書記録を公文書として特定したとする実施機関の説明は、不自然、不合理とは言えない。

また、実施機関は、公文書の特定にあたり、関連する簿冊を検索するとともに、メモ書き等について当時の担当者に照会し、電磁的記録についても、ファイルサーバやメールソフトの受信箱を確認したと述べており、この探索の範囲は不十分とは言えない。

以上のことから、実施機関が本件公開請求に対して、別紙1及び別紙2に掲げる公文書を特定したことは、妥当である。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の横山委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別表>

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年3月30日	○諮問を受けた。(諮問案件第249号)
平成28年5月24日	○実施機関(総務部税務課)から理由説明書を受理した。
平成28年6月13日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成28年7月21日 (第275回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年8月29日 (第276回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年9月27日 (第277回審査会)	○実施機関職員から説明を聴取した。
平成28年11月11日 (第278回審査会)	○事案の審議を行った。
平成28年12月22日 (第279回審査会)	○事案の審議を行った。

別紙 1

核燃料税条例の更新について(申入れ)	平成24年4月3日
核燃料税条例の更新について(回答)	平成24年4月6日
核燃料税条例の更新について(回答)	平成24年4月13日
核燃料税条例の更新について(回答)	平成24年4月20日
核燃料税条例の更新について	平成24年5月21日
石川県核燃料税条例の概要について	平成24年5月31日

別紙2

平成24年4月4日付けの北陸電力からの照会文書
平成24年4月12日付けの北陸電力からの照会文書
平成24年4月17日付けの北陸電力からの照会文書